

大河原町新・行財政改革大綱

～さらなる住民サービスの向上と持続可能な行政基盤の確立に向けて～

平成 26 年 11 月

大河原町

はじめに

本町を取り巻く社会環境は、少子・高齢化の進行、価値観の多様化や生活環境の変化などに伴い大きく変化しています。

特に、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって、改めて地方自治体の行政運営のあり方を考えさせられました。

また、平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行以後地方分権が進展する中で、地方自治体はいわゆる「住民に最も身近な政府」と位置付けられ、「自己決定と自己責任」の原則のもと、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりが求められています。

このような状況の中、本町では、まちづくりの基本的な方向性として、平成 23 年度から「第 5 次長期総合計画・大河原町経営計画」及びその後期期間の基本計画である「Next 大河原ゆめプラン」を策定し、「認めあい・支えあい・活かしあう開かれた先進のまち、おおがわら」を目指して諸施策に取り組んでいます。

特に、「Next 大河原ゆめプラン」においては、重点プロジェクトの一つとして「たゆまざる行財政改革の実行」を掲げており、重点的に取り組むこととしています。

そのための取組みとして、健全な財政運営と効率的な行政運営の確立を目指して、具体的な取組みをまとめた「大河原町新・行財政改革大綱」を策定しました。

本大綱では、厳しい財政状況の中で新たな行政課題や多様化・高度化する町民の皆さまからのご要望に適切・迅速に対応することを目指して、『町民が効果を実感できる行財政改革』『持続可能な行政システム構築のための行財政改革』を基本目標とし、「町民視点の行政サービスの向上」「変化に対応した効率的な行政運営の推進」「安定した財政基盤の確立」を基本的視点に掲げて行政改革に取り組んでまいります。

私は、この改革の先頭に立ち、職員と一丸となってたゆまざる行財政改革に取り組んでまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 26 年 11 月

大河原町行財政改革推進本部長

大河原町長 伊勢 敏

目次

第1	行財政改革の基本的な考え方	1
1	行財政改革推進の背景	
	(1) これまでの取組み	
	(2) 「大河原町経営計画（第3次行財政改革大綱）」の評価	
	(3) 本町を取巻く行財政環境	2
	(4) 新たな行財政改革の必要性	
2	第5次長期総合計画との関係	3
3	行財政改革の基本目標	
4	行財政改革の基本的視点	4
5	新・行財政改革大綱の計画期間	
6	行財政改革の推進	
第2	行財政改革の重点項目	5
1	住民ニーズに対応した行政サービスの向上	
2	町民、地域、NPO、企業など多様な団体との連携・協働	
3	柔軟に対応できる成果重視の行政運営	
4	事務事業の選択と集中	
5	人材の育成と職員定員管理・給与の適正化	
6	健全な財政運営の推進	
第3	行財政改革推進プラン（実施計画）	6
1	行財政改革推進プラン一覧表	7
2	行財政改革推進プラン実施項目	10
3	財政の見通し	29
4	進行管理マニュアル	31
第4	参考資料	
1	新・行財政改革大綱策定経過	34
2	新・行財政改革策定体制	35

第1 行財政改革の基本的な考え方

1 行財政改革推進の背景

(1) これまでの取組み

本町ではこれまで効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指して、行財政改革に係る計画を策定し、積極的に行財政改革に取り組んできました。

これまでの行財政改革では、事務事業全般にわたる見直しをはじめ、職員の定員適正化計画に基づく職員数の抑制、民間委託の推進など、歳出の削減に取り組むとともに、歳入の面では、安定した財政基盤の確立を目指して、町税等の収納率の向上及び新たな自主財源の確保などに取り組みました。

また、多様化する住民ニーズに応えるための職員の意識改革、人材育成及び窓口業務の見直しなど行政サービスの向上に取組み、一定の成果を上げることができました。

平成6年6月(庁内) リストラ委員会提言書(平成6～7年度までの改善実施要望)

平成9年2月 「(第1次)大河原町行政改革大綱」策定

平成15年3月 「第2次行政改革大綱」策定

平成18年3月 「大河原町経営計画」の素案概要を「集中改革プラン」として公表

平成18年10月 「大河原町経営計画」(第3次行財政改革大綱)策定

(2) 「大河原町経営計画」(第3次行財政改革大綱)の評価

平成18年10月に策定した「大河原町経営計画」(第3次行財政改革大綱)は、「(職員)定員適正化計画」「大河原町アウトソーシングアクションプラン(民間活力導入推進計画)」「財政健全化計画(長期総合計画に基づく財政の見通し等)」を取りまとめ、平成22年度までの5年間で町の経営の方向性や経営改革の内容などを示したものでした。

その内容は、新しい行政経営システムを再構築し「管理」から「経営」への変革を目指して、「住民福祉や暮らしやすさが向上すること」「自治の主権者である住民と行政の協力体制を構築し、新しいまちづくりに結びつくこと」を改革の目的とし、特に、重点的取組み項目として以下の10項目に大別し、改革事務事業の名称と概要、実施年度、期待する効果、財政削減効果等を実施計画に示し完全実施を目指したものでした。

- 1 行政経営システムの構築と事務事業の見直し
- 2 組織・機構の見直し
- 3 定員及び給与の適正化の推進
- 4 職員の意識改革と人材の育成・確保の推進
- 5 行政の情報化等行政サービスの向上
- 6 情報公開と住民参画(協働)システムの構築
- 7 財政健全化計画の策定と実施
- 8 公共施設の整備、維持管理と有効活用(指定管理者制度等導入方針)
- 9 公共工事の公平性の確保とコスト削減
- 10 広域行政の推進、外郭団体等の活用及び透明性の確保

総括的な評価としては、財政の見通しで平成 18 年度から平成 22 年度までの財源不足が 15 億円程度見込まれたため、毎年各種基金から平均 3 億円程度を取り崩さざるを得ない状況となり、平成 18 年度末で約 10 億円あった基金残高が平成 22 年度末には 1 億円を下回るという試算をしていました。この財源不足に対応するための取組みとして、組織・機構の見直し、定員管理・給与の適正化、指定管理・委託の導入、枠配分方式及び事務事業評価による歳出の抑制、新規の投資的事業の凍結などにより経費を削減した結果、平成 22 年度末での各種基金の合計残高が 13 億 7,500 万円余となりました。このような財政状況の好転はすべて行財政改革による効果によるものではないものの、財政の健全化の面では一定の成果を挙げたと言えます。

しかしながら、個別の実施項目を見ると未達成の項目も多く、特に改革の目的としていた「住民福祉や暮らしやすさが向上すること」、「自治の主権者である住民と行政の協力体制を構築し、新しいまちづくりに結びつくこと」の実現のために必要な「新しい行政経営システムの構築」及び「住民参画（協働）システムの構築」などは、今後の継続的な課題となっています。

(3) 本町を取り巻く行財政環境

我が国を取り巻く情勢は、社会の成熟による住民ニーズの高度化・多様化の中で、少子高齢化及び生産年齢人口の減少を伴う急激な人口減少が予想され、それに伴う様々な影響が憂慮されています。また、経済の状況は、バブルの崩壊後に長期にわたって続いたデフレに加え、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による影響、原発の停止の影響によるエネルギーコストの上昇など景気の下振れ要因が重なっています。平成 24 年末の安倍政権誕生後、一連の経済政策が功を奏し長く続いたデフレから脱却しつつあるように見えますが、消費税の増税の影響や国の巨額な債務の影響など景気の先行きは不透明な状況です。

地方においても、企業収益の改善は一部に留まっており、給与の増加から全体的な内需の増加にはつながっていないと思われます。

このような状況の中で、少子化対策、高齢者対策、特に医療、介護に係る社会保障には多額の歳出が必要となり増加する一方、将来的には生産年齢人口の減少により税収が減少することが見込まれます。その結果、国地方とも財政状況がますます厳しくなることが予測されます。

さらに、平成 12 年の地方分権一括法の施行以後地方分権改革が進み、更なる地域の自主性及び自立性を高める改革の進展が予想される中、地方自治体は住民に最も身近な自治体として「自己決定と自己責任」の原則のもと、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進することが求められています。このためには、地方分権時代に対応した行政体制を整え、持続的な発展が図れるよう将来を見据えた堅実な行政運営を推進する必要があります。

(4) 新たな行財政改革の必要性

本町においては、これまで 3 次の行財政改革を実施し、一定の効果を上げてきましたが、これまでの行財政改革は、国の経済対策に応じて急激に悪化した財政状況、国の財政悪化による地方交付税の削減、国主導による集中改革プランの策定要請など、主に外的な要因により策定したものでありました。

しかしながら、今回の行財政改革は、地方分権の進展により住民に最も身近な地方政府として真に自立した自治体となるために必要なことであり、町役場自らが変わる必要に迫られての改革と言えます。

また、現在町が置かれている財政状況は、歳入面では税収などの伸びが期待できないのに対し、歳出面では、一度実施した事業を取りやめることが難しいことに加え、少子高齢化や住民ニーズの多様化、公共施設の老朽化に対応するため多額の財源が必要となるため、さらに財政状況が厳しくなることが予想されます。

このような状況の中で、町を取り巻く変化に即応し、新たな課題や住民ニーズに的確に対応しながら総合計画（基本構想、後期基本計画を含む）を達成するための各施策・事業を実施するためには、財源の確保に努めるとともに、町が真に担うべき事業を選択し、限られた行政資源を集中することが必要であり、そのために町役場が一体となって計画的に行財政改革に取り組むことが必要となっています。

さらに、行財政改革は当然のことながら、住民の町政に対する満足度の向上、ひいては住民の福祉の増進につながるものでなければなりません。このことから、住民ニーズに的確に対応した住民サービスの向上に取り組むことにより町民が効果を実感できる行財政改革を進める必要があります。

2 第5次長期総合計画との関係

平成23年度から32年度までの10か年の町政の方向性を定めた第5次長期総合計画「大河原町経営計画」及びその後半の取り組みをまとめた後期基本計画「Next大河原ゆめプラン」を着実に実現するには、実施すべき施策・事業の選択と資源の集中が必要です。また、できるだけ多くの資源を確保する意味で財源の確保も必要となります。さらに、資源としての人材（職員）を重点事業に効果的に集中させるために、人材の育成と組織の改革も必要となります。このような改革を計画的かつ効率的に実施するための計画が、行財政改革大綱です。

つまり、総合計画に掲げる政策を実行するために、行財政改革により効率的で財政基盤の安定した持続可能な行政システム構築を目指すものです。

3 行財政改革の基本目標

住民サービスの向上、行政運営の効率化、財政運営の安定化により

「**町民が効果を実感できる行財政改革**」

「**持続可能な行政システム構築のための行財政改革**」

を推進します。

4 行財政改革の基本的視点

《1》町民視点の行政サービスの向上

町が町民に対して提供するサービスは、多様化・高度化する住民ニーズに適切に対応し、町民の視点に立った質の高いサービスが求められています。

町民の視点に立ったサービスを提供する上で、指定管理者制度をはじめとして民間の優れた経営手法を活用するとともに、住民ニーズに的確に対応した行政手続きの簡略化や利便性の高い窓口等のサービスへの改善など町民生活に密着した行政サービスの向上に取り組むこととします。

さらに、よりきめ細かなサービスを提供するために、町民、地域、NPO、企業など多様な主体との連携・協働を進めることとします。

《2》変化に対応した効率的な行政運営の推進

地方分権の進展により、「自己決定と自己責任」の原則のもとで行政運営を行うことが求められています。社会環境の変化や多様化する住民ニーズに対して、柔軟に対応できる成果重視の行政運営を推進します。

特に事務事業については、行政の関与の妥当性、事業の効率化、住民満足度など総合的な観点から評価し、町が真に担うべき事業を「選択」し、限られた行政資源をそれらに「集中」していく、「選択と集中」を基本とします。

また、より少ない職員（人件費）で成果を上げるため、人材の育成に重点的に取り組むとともに職員定員の適正化及び給与の適正化を推進します。

《3》安定した財政基盤の確立

厳しい財政状況の中で、本町が将来にわたって自立した行政運営を行うためには、自主財源の確保と歳出の抜本的な見直しを行い、安定した財政基盤を確立することが重要です。

そのためには、歳出においては、費用対効果を十分に踏まえて事業に取り組むとともに、常に経費の削減に取り組むなど、歳出の抑制が必要です。

また、歳入においては、町税等の収納率の向上や受益者負担（手数料、使用料）の適正化など、収入の確保に努めるとともに、新たな財源確保についても検討します。

5 新・行財政改革大綱の計画期間

新・行財政改革大綱の計画期間は、平成26年12月から、第5次長期総合計画の計画期間終期に合わせ、平成30年度末までの4年4か月間とします。

6 行財政改革の推進

進行管理のための推進体制

計画は、策定した後にその達成度を評価し、途中で計画を見直すなど進行管理が重要です。そのために、行財政改革推進本部を本大綱策定後も継続し、本大綱の進行管理にあたります。具体的には、それぞれの取組みにできるだけ目標値を設定し、定期的に達成状況を測りながら、目標の達成を図ります。そのために「進行管理マニュアル」を作成します。

第2 行財政改革の重点項目

行財政改革の基本目標を達成するため、行財政改革の基本的視点に基づき、次の6つの重点項目に取り組めます。

《1》住民ニーズに対応した行政サービスの向上

①窓口サービスの充実

町民の目線から、窓口のサービス向上を目指す。

②行政サービスの向上

各種行政サービスにICT（情報通信技術）やコンビニエンスストアを活用しサービス向上を図る。

《2》町民、地域、NPO、企業など多様な団体との連携・協働

①町民等との連携・協働

町民や多様な団体との連携・協働を図る。

②民間委託・指定管理者制度の推進

民間やNPOの方が、効率化や住民サービスの向上につながる事業の委託を促進する。

《3》柔軟に対応できる成果重視の行政経営

①効率的な組織の構築

環境の変化に柔軟に対応できる組織改革を図る。

②地方分権・広域行政の推進

地方分権の進展への対応と広域で取り組むべき事業の広域化を推進する。

《4》事務事業の選択と集中

①事務の効率化

ICT化を進めるなど徹底した事務の効率化を図る。

②事務事業の見直し

施策目標を達成するために最適な事務事業を選択し、選択した事務事業に資源を集中する。

《5》人材の育成と職員定員管理・給与の適正化

①人材の育成・活用

人材の育成を重視し、適材適所で事業に取り組む。

②職員定員管理・給与等の適正化

財源が限られる中で、人件費を抑制する。

《6》健全な財政運営の推進

①安定した財政運営

限られた財源を事業に計画的かつ効率的に配分する。

②受益と負担の適正化

サービスの受益者に適正な負担を求める。

③自主財源の確保

可能な範囲で自主財源の確保を図る。

④町有財産の有効活用

活用していない財産を売却や賃貸などにより活用を図る。

第3 行財政改革推進プラン（実施計画）

本大綱を着実に実現するため、具体的な取組みをまとめた行財政改革推進プランを実施計画として策定し、進行管理マニュアルに従って進行管理を行います。

- 1 行財政改革推進プラン一覧表
- 2 行財政改革推進プラン実施項目
- 3 財政の見通し
- 4 進行管理マニュアル

第4 参考資料

- 1 大河原町新・行財政改革大綱策定経過
- 2 大河原町新・行財政改革大綱策定・推進体制